

ず、康景下知してころさしむ、もし此事誤にならば、康景罪に行はるべしとて、少も許容の氣色なし、井手其まゝにてはやみがたき故郷民實は竹をぬすまず、無實の罪にてころさるゝを、康景己が足輕に荷擔して、誅せざるの由、言上しければ、康景が許へ、下手人出すべきの由、仰出されけれども、前のごとくいひて、御うけ申上す、東照宮きこしめして、略中本多上野介正純を、康景が許へつかはされて、たとひ此事理なりとも、一たび仰出されたる上にて、其通に仰付られねば、御威光も輕きやうに聞ゆる間、三人に鬪をとらせ、其内一人とりあたりたる者を誅し、略まかるべきのよし、正純申されしかば、御威光輕くなるとある上には、とこう申上るに及ばずとて、御うけ申上にける、さて申けるは、理をまげて、罪なき者を殺し、我身を立るは、勇士の本意にあらず、所詮身を退るにしかずとて、いづちともなく逐電し、行方は略まれざりけり、略中鳴呼康景、潔白の士なるかな、無辜をころして、己が身を立るは、非義なり、ころさねば、上意にそむくに似たり、とにかくに世にありては、身の一分たゝずと思ひきりて、三萬石の祿を棄て、跡をけちぬること、世に類ひなき事と云ふべし、

〔烈公間語〕一加藤清正、江常陸守殿紀伊殿○徳川ヲ御縁者被仰付候、東照宮被仰候於駿府ノハ、常

陸守事、清正ノ婿ニ申合上ハ、諸事子息同前ニ、御心得給候ヘト被仰候、由御次間江被出時、清正

御當家ノ家臣衆被申ハ、唯今ノ被仰ヤウニテハ、定テ御満足ニ可有由被申、清正云、尤忝存候、乍去

昔秀吉公ノ御厚恩ハ忘レ不奉ト被申、御當家ノ老臣挨拶可仕様無之、然所ニ、成瀬隼人正トリア

ヘズ、其御思召御尤至極也、又家康ノ御恩ヲカウムリタル者モ、亦其通ニ、家康公ノ御恩重ク存ズ

ル也ト被申、名譽ノ挨拶也、

〔武邊咄聞書〕一家康公大坂江御取寄可被成前方に、真田隱岐守信尹真田一徳齋末子にて、安房